

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 施策の実施状況について

(はじめに)

配偶者等からの暴力(いわゆるDV)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識、女性の人権に対する軽視、暴力を容認する社会通念、女性を対等なパートナーと見なさない差別意識が原因と考えられています。

このため、配偶者等からの暴力を防止し被害者保護を進め、誰もが安心して暮らせる社会を築くことは男女共同参画社会の実現にとって欠かすことの出来ない施策であり、山梨県では様々な取組を進めております。

(取組の体制)

配偶者等からの暴力に関する施策の取組体制

- 県民生活・男女参画課 → 山梨県DV基本計画、DV普及啓発、
  - 子育て支援課 → 被害者の支援(相談)・保護、関係連絡協議会
- ※第3次基本計画(平成26年度)からは、関係機関連絡協議会が県民生活・男女参画課へ

(H25年度山梨県のDV相談の状況)

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況 (相談件数は子育て支援課より)

- 相談状況 相談実績 相談件数:1,228件 (H24年度 1,246件)

件数	H25年度			H24年度		
	面接	電話	計	面接	電話	計
	288	940	1,228	324	922	1,246

- 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	106	104	113	134	122	84	132	91	104	89	51	98	1,228
H24	109	111	107	125	107	110	103	100	74	81	99	120	1,246

- 一時保護件数 19件 (H24年度 18件)

(1) 「第2次DV基本計画」に基づく、平成25年度の各機関の取組状況について  
(根拠)

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、毎年度、庁内関係機関の取組状況を男女共同参画審議会に報告することとなっている。

(取組状況)

○ 取組状況の結果について

取組の実施状況については、次のとおり。(詳細な回答内容は別紙の報告書(資料3-2)のとおり)

- ・ 各項目については、「1(実施した)」「2(一部実施した)」との報告があり、概ね基本計画どおり取組が実施されている。
- ・ 「3(実施しなかった)」と報告されているものは『該当事例がないため実施しなかった』という取組であり、該当事例があるにも関わらず未実施という取組はない。

○ 今後の取組について

- ・ 平成26年度も引き続き、各機関には取組を継続して実施するよう依頼する。
- ・ 「1(実施した)」「2(一部実施した)」と報告のあった取組であっても、常に被害者の立場に立って、より一層取組を推進していくよう関係機関連絡協議会や関係機関相談対応職員研修会において依頼する。

(2) 平成25年度の実施事業について

① 啓発パンフレットの作成

DV防止啓発リーフレット「これって・・・DV?デートDV?」 6,000部発行

市町村、国機関、関係機関、県内大学、民間の支援団体に配布

## ② デートDV教職員研修会

デートDV防止に向けた教職員向け研修会実施

◇日 時： 8月20日(火)13:15～16:00

参加者:高校、大学、各種学校の生徒指導・養護教諭等

◇内 容： 講演「身近な問題デートDV ～それって愛ではなくてDVです！～」

(講師:NPO 法人湘南DVサポートセンター理事長 瀧田 信之氏)

※デートDV防止教育の必要性、デートDVの現状、  
相談があった場合の被害者・加害者への対応 等

◇場 所： 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合

## ③ 相談対応職員研修会

関係機関の相談対応職員等の研修会実施

◇日 時： 10月21日(月) 13:30～15:30

参加機関:国、警察、市町村、民間、県のDV関係機関の職員

◇内 容： 講演「DVの現状と課題～支援に向けて理解を深める～」

(講師:お茶の水大学名誉教授 かいのう たみえ 戒能 民江氏)

※被害者支援を行うために知っておくべき法律・制度の内容、  
被害者の情報保護の重要性、今後の支援に向けた課題 等

◇場 所： 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合

## ④ 県民講演会の開催

県民を対象とした、DV防止や被害者保護について考える講演会の開催

◇日 時： 11月11日(月) 13:30～15:30

◇内 容： 講 演「DVと子どもの虐待～私たちにできること～」

(講師:エンパワメントセンター主宰 森田 ゆり 氏)

※DVが被害者や子どもに与える影響、私たち一人ひとりが支援に向けてできること 等

◇場 所： 山梨県立文学館

⑤ 企画展示等の実施

企画展示「「パープルリボンでやまなしをつなごう『暴力はダメ!』」の開催

◇日 時： 11月12日から25日の間

◇内 容： DV啓発パネル、啓発資料 全国のDVの状況報告等

◇場 所： 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合

⑥ DV 相談カードを活用した DV 被害者支援事業

(事業の目的)

「DV相談カード」を関係機関、病院、スーパー、大学等に設置している。また、地域の民生委員・児童委員にも配布を行っている。相談カードを広く活用することでDV被害者を相談機関につなげていく。

(事業の概要・内容)

DV相談カードとは：

専門の相談機関を周知するため、名刺サイズのカードに相談機関の連絡先を記載したカード。(女性が財布などに隠し持つことができるような大きさと発行している)